

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と錦町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保するとともに	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対

に、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
---	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 ７年 ３月２５日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 錦町
代表者 錦町長 森本 完一



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と多良木町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

	段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	--	--

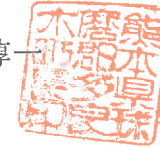
この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 ７年 ３月 ２５日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 多良木町
代表者 多良木町長 石井 淳一



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と湯前町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

6 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

	段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 7年 3月25日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 湯前町
代表者 湯前町長 長谷 和人



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と水上村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

6 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
---	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 7年 3月25日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 水上村
代表者 水上村長 中嶽 弘継



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と相良村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

6 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

	段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	--	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 7年 3月25日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 相良村
代表者 相良村長 吉松 啓



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と五木村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

6 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
---	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 ７年 ３月 ２５日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 五木村
代表者 五木村長 木下 丈二



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と山江村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

	段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 ７年 ３月２５日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 山江村
代表者 山江村長 内山 慶治



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と球磨村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

	段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 ７年 ３月 ２５日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 球磨村
代表者 球磨村長 松谷 浩一



人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）とあさぎり町（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成２７年１月１４日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第１の６ その他の表を次のように改める。

６ その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活 相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第２の１ 地域公共交通の表を次のように改める。

１ 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から２次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上の

	段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	ための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	---	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 ７年 ３月２５日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 あさぎり町
代表者 あさぎり町長 北口 俊朗

